消防同意

【消防同意(法7)】

- ・ 消防長または消防署長が建築物の新築・増築・改築・移転・修繕・模様替え・特殊建築物への用途の変更 ・使用について、建築確認を必要とする建物の確認の前に、消防機関が建築計画の消防上の問題点を確 認し、消防用設備等に問題がないことをもって建築に同意する仕組み。
- ・消防の同意なしに建築確認がなされることはない。
- ・工作物は含まれない。
- ・ $1 \sim 3$ 号同意にあっては同意を求められた日から 7 日以内、4 号同意にあっては 3 日以内に同意を与えて、その旨を当該行政庁・その委任を受けた者・指定確認検査機関に通知しなければならない。

【同意を求めてくる者】

- ①許可・認可・確認をする権限を有する行政庁
 - (1)確認を行う建築主事
 - (2)許可を行う特定行政庁※建築主事を置く市町村においては市町村長、その他の市町村区域は都道府県知事
 - (3)許可を行う都道府県知事等※火薬取締法第12条第1項
- ②特定行政庁の委任を受けた者
- ③民間の指定確認検査機関※同意求めはほとんど民間の指定確認検査機関による。

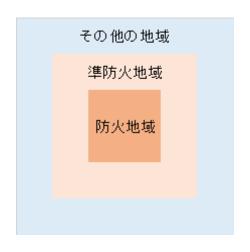
【消防同意の対象】

- ①防火地域・準防火地域の戸建て住宅を含む全ての建築物。
- ②その他の地域の戸建て住宅の内、住宅以外の用途が延べ面積の1/2以上または50㎡を超えるもの。
- ③その他の地域の長屋・共同住宅
- ※その他の地域の増築・改築・移転で床面積合計が10㎡以内である場合は対象外。
- ※戸建て住宅・長屋・農業用収納舎に消防用設備等の設置の義務はない。

【消防同意の種類】

- ①1号同意 特殊建築物※で用途の床面積が合計200㎡を超えるもの。※建築基準法別表第1(い)欄
- ② 2 号同意 木造建築物で 3 階建て以上、または延べ面積が500 ㎡ を超える、または高さが13 m を超えるもの。
- ③3号同意 木造以外の建築物で2階建て以上、または延べ面積が200㎡を超えるもの。
- ④4号同意 1~3号同意以外の建築物

都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区内、都道府県知事が市町村の意見を聴いて指定する区域のもの。



消防同意

【消防同意(法7)】

- ・消防長または消防署長が建築物の新築・増築・改築・移転・修繕・模様替え・特殊建築物への用途の変更 ・使用について、建築確認を必要とする建物の確認の前に、消防機関が建築計画の消防上の問題点を確 認し、消防用設備等に問題がないことをもって建築に同意する仕組み。
- ・消防の同意なしに建築確認がなされることはない。
- ・工作物は含まれない。
- ・1~3号同意にあっては同意を求められた日から7日以内、4号同意にあっては3日以内に同意を与えて、その旨を当該行政庁・その委任を受けた者・指定確認検査機関に通知しなければならない。

【同意を求めてくる者】

- ①許可・認可・確認をする権限を有する行政庁
 - (1)確認を行う建築主事
 - (2)許可を行う特定行政庁※建築主事を置く市町村においては市町村長、その他の市町村区域は都道府県知事
 - (3)許可を行う都道府県知事等※火薬取締法第12条第1項
- ②特定行政庁の委任を受けた者
- ③民間の指定確認検査機関※同意求めはほとんど民間の指定確認検査機関による。

【消防同意の対象】

- ①防火地域・準防火地域の戸建て住宅を含む全ての建築物。
- ②その他の地域の戸建て住宅の内、住宅以外の用途が延べ面積の1/2以上または50㎡を超えるもの。
- ③その他の地域の長屋・共同住宅
- ※その他の地域の増築・改築・移転で床面積合計が10㎡以内である場合は対象外。
- ※戸建て住宅・長屋・農業用収納舎に消防用設備等の設置の義務はない。

【消防同意の種類】

- ①1号同意 特殊建築物※で用途の床面積が合計200㎡を超えるもの。※建築基準法別表第1(い)欄
- ②2号同意 木造建築物で3階建て以上、または延べ面積が500㎡を超える、または高さが13mを超える、または軒高が9mを超えるもの。
- ③3号同意 木造以外の建築物で2階建て以上、または延べ面積が200㎡を超えるもの。
- ④4号同意 1~3号同意以外の建築物

都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区内、都道府県知事が市町村の意見を聴いて指定する区域のもの。

